

ご相談は…

下記の都道府県担当係及び独立行政法人農林漁業信用基金（林業部門）相談員にお願いします。

都道府県			
都道府県	課(室)名	係(班)名	電話番号
北海道	林業木材課	経営改善グループ	011-231-4111
青森県	団体経営改善課	林業経営グループ	017-734-9478
岩手県	団体指導課	金融共済担当	019-629-5698
宮城県	森林水産振興課	金融係	022-211-2756
秋田県	秋田スギ振興課	調整企画・担手係	018-860-1920
山形県	森林課	林政企画担当	023-630-2518
福島県	林業振興課		024-521-7426
茨城県	林政課	指導グループ	029-301-4026
栃木県	林業振興課	木材利用推進班	028-623-3277
群馬県	林業振興課	基盤強化グループ	027-226-3232
埼玉県	森づくり課	木材利用推進担当	048-830-4318
千葉県	団体指導課	経営支援室	043-223-3074
東京都	森林課	制度金融係	03-5320-4817
神奈川県	森林課	林業指導班	045-210-4342
新潟県	林政課	経営指導係	025-285-5511
富山県	森林政策課	木材利用推進係	076-444-3388
石川県	森林管理課	調整企画グループ	076-225-1643
福井県	県産材活用課	木材流通グループ	0776-21-1111
山梨県	林業振興課	普及・林構担当	055-223-1650
長野県	信州の木振興課	木材流通係	026-235-7266
岐阜県	県産材流通課		058-272-1111
静岡県	林業振興室		054-221-2691
愛知県	林務課	林政グループ班	052-954-6445
三重県	森林・林業振興室		059-224-2563
滋賀県	森林政策課	木材流通利用担当	077-528-3915
京都府	林務課	林産振興担当	075-414-5009
大阪府	みどり推進課	森づくり支援グループ	06-6944-6747
兵庫県	林務課	県産木材係	078-362-9224
奈良県	林政課	木材振興係	0742-27-7469
和歌山県	林業振興課	計画普及班	073-441-2960
鳥取県	森林・林業振興課	林政企画チーム	0857-26-7299
島根県	林業課	木材振興室	0852-22-6749
岡山県	林政課	林業木材班	086-226-7451
広島県	林業課	林業木材振興グループ	082-513-3688
山口県	森林企画課	林業振興班	083-933-3450
徳島県	林業振興課	木材生産流通担当	088-621-2448
香川県	みどり整備課	調整指導グループ	087-832-3454
愛媛県	林業政策課	森林組合係	089-912-2527
高知県	木材産業課	木材流通担当	088-821-4858
福岡県	団体指導課	金融係	092-643-3480
佐賀県	生産者支援課	森林水産金融担当係	0952-25-7115
長崎県	林務課	林業経営指導班	095-895-2990
熊本県	団体支援総室	金融班	096-383-2368
大分県	団体指導・金融課	金融班	097-506-3613
宮崎県	山林・木材振興課	木材産業担当	0985-26-7156
鹿児島県	林務水産課	森林組合係	099-286-3334
沖縄県	森林緑地課	資源活用班	098-866-2295

相談員			
都道府県	氏名	所属名	電話番号
北海道	斎藤 深雄	旭川林産協同組合	0166-46-0661
北海道	川上 泰司	北海道木材協会	0155-23-4206
北海道	佐伯 博彦	北海道森林組合連合会	011-621-4293
北海道	尾山 篤治	北海道木材振興組合連合会	011-251-0683
青森県	巖上 猛	青森県木材協同組合	017-739-8761
岩手県	阪井 昇	岩手県木材振興協同組合	019-624-2141
宮城県	星山 健一	宮城県木材協同組合	022-233-2883
秋田県	兒玉 實	秋田県木材振興協同組合	018-837-8091
山形県	杉原 悟	山形県木材振興協同組合	023-666-4800
福島県	宗形 芳明	福島県木材協同組合連合会	024-523-3307
茨城県	根本 学	茨城県木材協同組合連合会	029-227-3356
栃木県	福田 時男	栃木県木材協同組合連合会	028-652-3687
群馬県	山口 忠義	群馬県木材組合連合会	027-266-8220
埼玉県	秋山 輝次	埼玉県木材協同組合	048-822-2568
千葉県	真下 孝之	(中)千葉県木材振興協会	0475-53-2611
東京都	隅谷 壽夫	東京都木材団体連合会	03-3630-9777
神奈川県	落合 公彦	神奈川県木材協同組合連合会	045-261-3731
新潟県	野口 可奈	新潟県木材組合連合会	025-245-0733
富山県	高野 了一	富山県木材協同組合連合会	0766-30-5101
石川県	岡部 亮二	石川県森林組合連合会	076-237-0121
福井県	富田 毅雄男	福井県木材組合連合会	0776-35-5663
山梨県	木村 靖郎	山梨県森林組合連合会	055-273-0511
長野県	酒井 孔三	長野県木材協同組合連合会	026-226-1471
岐阜県	東方 喜之	岐阜県木材協同組合連合会	058-271-9941
静岡県	又平 義和	静岡県木材協同組合連合会	054-252-3168
愛知県	浅野 保徳	(社)愛知県木材組合連合会	052-331-9386
三重県	伊藤 駿司	三重県木材協同組合連合会	059-228-4715
滋賀県	伊夫貴克比古	滋賀県木材協会	077-524-3827
京都府	和田 操	(社)京都府木材組合連合会	075-802-2991
大阪府	三宅 英隆	大阪府木材連合会	06-6538-7524
兵庫県	田中 明	兵庫県木材協同組合連合会	078-371-0607
奈良県	辻 善昭	奈良県木材協同組合連合会	0744-22-6281
和歌山県	高井 一治	和歌山県木材協同組合連合会	073-446-0592
鳥取県	岸本 由奇	鳥取県木材協同組合連合会	0857-28-2771
島根県	畑野 一美	島根県木材協同組合連合会	0852-21-3852
岡山県	片岡 清彦	(社)岡山県木材組合連合会	086-231-6677
広島県	原田 功	(社)広島県木材組合連合会	082-253-1433
広島県	一本木 孝史	広島県森林組合連合会	082-228-5111
山口県	森田 勝久	山口県木材協会	083-922-0157
徳島県	浜本 高弘	徳島県木材協同組合連合会	088-662-2521
香川県	加見 雅信	(社)香川県木材協会	087-881-9343
愛媛県	今井 央	愛媛県森林組合連合会	089-963-4300
高知県	森澤 清男	高知県森林組合連合会	088-822-5101
高知県	武市 瑞穂	(社)高知県木材協会	088-883-6721
福岡県	小柳 博介	(社)福岡県木材協同組合連合会	092-714-2061
佐賀県	宗良崎 英樹	佐賀県木材協会	0952-23-6181
長崎県	大宅 靖彦	(社)長崎県木材組合連合会	0957-27-1760
熊本県	井手 澄男	熊本県木材協同組合連合会	096-382-8164
大分県	二宮 秀彦	大分県木材協同組合連合会	097-532-7151
宮崎県	谷 巖	宮崎県木材協同組合連合会	0985-24-3400
鹿児島県	児玉 篤臣	鹿児島県木材協同組合連合会	099-267-5681
沖縄県	藤敷 尚廣	(社)沖縄県木材協会	098-868-3656

木材産業等 高度化推進資金

ご案内



独立行政法人
農林漁業信用基金（林業部門）

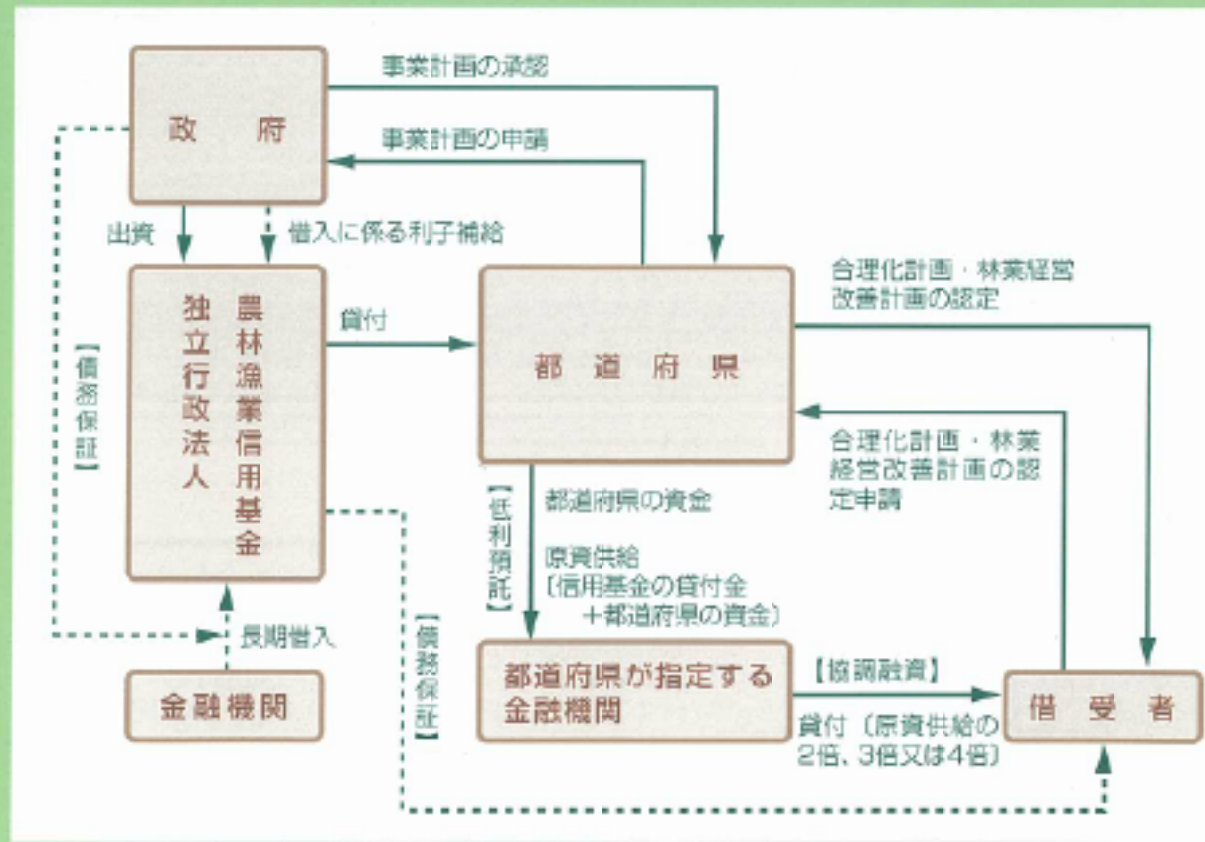
〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12(コービル11階)
TEL 03-3294-5581(代表)
03-3294-5584(林業融資・査定室)
FAX 03-3294-5595
URL <http://www.affcf.com>

木材産業等高度化推進資金て何？



木材産業等高度化推進資金（以下「推進資金」と呼びます。）は、木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営を育成することを目的に、造林・育林、素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人の方々に低利な融資を行う制度資金です。
その仕組みは、国が当信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の2倍、3倍又は4倍の資金を低利で貸付けする仕組みとなっています。

● 木材産業等高度化推進資金制度の仕組み ●



推進資金は、当信用基金（国からの出資）、都道府県及び都道府県指定の金融機関が原資を供給する協同融資制度です。

借りるための必要な手続きは？



まずはじめに、都道府県林務担当部局（※1）にご相談下さい。

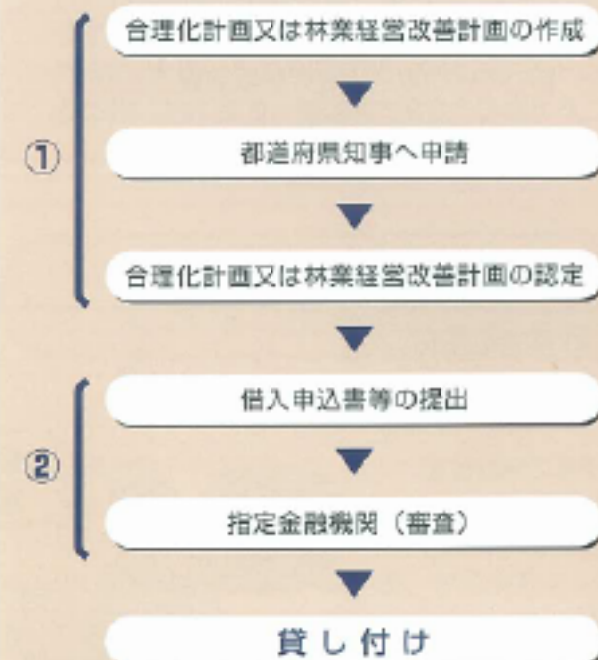
- ① 推進資金を借り入れるためには、経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画（合理化計画（※2））又は林業経営の規模の拡大や生産方式の合理化等の林業経営の改善についての計画（林業経営改善計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けることが必要です。
- ② 都道府県知事の認定を受けたら、お近くの指定金融機関（※3）へ借入申込書、認定書の写し、決算書等の必要な書類を提出して下さい。

指定金融機関で審査をした後、合理化計画又は林業経営改善計画を実施するのに必要な資金が貸し付けられます。

なお、推進資金を借り入れる際は、当信用基金の保証（※4）をご利用下さい。

当信用基金が保証を行うことで、推進資金の借り入れが円滑かつ有利に受けられるようお手伝いいたします。

借入申込み手続き



- （※1）最終的に都道府県担当部局にご相談下さい。
- （※2）合理化計画とは、事業経営改善計画及び構造改善計画のことをいいます。
- （※3）都道府県が資金供給契約を締結している金融機関となります。
- （※4）保証を受けるには、保証額に見合った出資が必要です。



木材産業等高度化推進資金 の活用方法はいろいろあります！

例えば、こんな場合に融資が受けられます.....

素材生産や素材の引取に活用できる資金は？

- ①「**素材生産合理化資金**」を利用すれば、立木購入代金、作業道の開設・改良費用等の素材生産を行うのに必要な資金や素材の購入代金、輸送費を低利で調達することが可能です。
平成21年度から、原材料調達の一部を外材から国産材に転換することにより、国産素材の購入及び輸送費を低利で調達することが可能です。(→P8)
- ②「**林業経営高度化推進資金**」を利用すれば、集約化に取り組もうとする者が、素材生産を請負わせるのに必要な資金を低利で調達することが可能です。(→P10)



木材製品の購入に活用できる資金は？

「**製品流通合理化資金**」を利用すれば、前渡金、予約金、木材市場における決済資産等を含めた製材、集成材等の木材製品の購入代金をはじめ、製材等の引取りに必要な輸送費を低利で調達することが可能です。(→P8)

間伐材・小径木の生産・加工に活用できる資金は？

「**間伐等促進資金**」を利用すれば、立木購入代金、間伐等の素材生産を行うのに必要な資金や素材・製品の購入代金、輸送費及び素材の加工に伴う作業労賃、電力費、燃料費等に必要な資金を低利で調達することが可能です。
さらに、大規模に間伐を行う等一定規模以上の事業者においては、より一層低利で資金を調達することが可能です。(→P8)



乾燥材・集成材の生産・加工や市場施設に必要な機械等を整備したいが活用できる資金は？

「**木材加工流通システム整備資金**」を利用すれば、①木材の利用加工の高度化を図るために必要な製材・加工用の施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ②木材市場の整備近代化を図るために必要な施設(売場施設、管理棟、機械保管倉庫等)の改良、造成又は取得に必要な資金並びに用地購入費、造成費等 ③主産地として都道府県知事が指定した地域において、木材の加工及び流通に係る施設(木材の製材・加工、販売及び展示等)の改良、造成又は取得に必要な資金を低利で調達することが可能です。
本資金については、償還期間を「10年以内」に、据置期間を「2年以内」としております。(→P8)



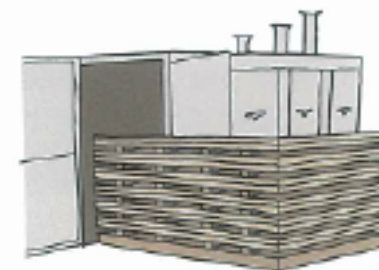
素材生産、素材・木材製品の引取、木材加工を契約・協定等により計画的に行う場合に活用できる資金は？

素材生産業者と木材製造業者等川上と川下との間で長期かつ安定的な供給・引取に関する契約・協定等が締結されていれば、「**経営高度化促進資金**」を利用して、①立木、素材(間伐材等チップの原材料含む。)又は木材製品の購入代金、輸送費②素材生産、造林等のための費用③木材加工(木材JAS製品、乾燥剤等の高度加工含む。)を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料、減価償却費等を低利で調達することが可能です。
さらに、大ロットでの安定取引を確立するため同業種間の連携を図る者においては、より一層低利で資金を調達することが可能です。(→P10)



素材生産・製材加工の規模拡大や乾燥材の生産規模の増大などに活用できる資金は？

川上と川下との間で契約・協定等が締結されていれば、「**経営高度化促進資金**」を利用して、①素材生産を行うのに必要な立木購入代金 ②素材又は木材製品の引取を行うのに必要な購入代金、輸送費③木材の乾燥及び高次加工、木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費等を低利で調達することが可能です。
さらに、大ロットでの安定取引を確立するため同業種間の連携を図る者においては、より一層低利で資金を調達することが可能です。(→P10)



未利用資源を有効活用して木質ペレット等を製造したいが活用できる資金は？

川上と川下との間で契約・協定等が締結されていれば、「経営高度化促進資金」を利用して、端材、おが屑、曲材、林地残材等の未利用資源の購入代金をはじめ、加工に伴う作業労賃、電力費、燃料費等の支払いに必要な資金を低利で調達することが可能です。さらに、大ロットでの安定取引を確立するため同業種間の連携を図る者においては、より一層低利で資金を調達することが可能です。(P10)



造林・育林を行うため運転資金を調達したいが活用できる資金は？

①「林業経営高度化推進資金」を利用すれば、高性能林業機械のリース料や燃料費、森林施業を行うための作業労賃や外部機関に委託した場合の作業委託費等の運転資金を低利で調達することが可能です。林業経営高度化推進資金は、林業者が行う造林・育林事業の円滑化を図ることを目的とした森づくりのための資金です。(P10)

②川上と川下との間で契約・協定等が締結されていれば、「経営高度化促進資金（資源循環推進資金）」を利用して、素材生産業者が素材生産に併せて伐採跡地への造林を行うのに必要な資金を低利で調達することが可能です。(P10)



機械等の取得における

上手にご活用ください No.1 税制優遇

「木材加工流通システム資金」を活用して取得した機械及び装置等については、固定資産税（1.4%）が取得後3年間1/2に軽減されます。

（対象：森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く）、協業組合）

倉庫・機械等の取得における

上手にご活用ください No.2 林業・木材産業改善資金との併用

倉庫等の加工・流通に必要な施設を「木材産業等高度化推進資金」（低利子）で購入することが可能です。また、機械等を「林業・木材産業改善資金」（無利子）で購入できます。

（※機械等を「林業・木材産業改善資金」の借入金で購入した場合も税制優遇が受けられます。）

○「林業・木材産業改善資金」は、林業者・木材産業者が経営改善等のために行う新たな事業の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に対し資金の貸付を行う中・短期の無利子資金です。

推進資金の保証は 農林漁業信用基金が取り扱っています！

信用基金への保証の申込みはどこにすれば良いの？

当信用基金への保証の申込みについては、借入先の金融機関へご相談下さい。推進資金についての当信用基金の保証制度は元本ベースで最大4億円まで100%保証、保証料率を低く設定する等、特に優遇されております。また、さらに詳しくお知りになりたい場合は、当信用基金へお問い合わせ下さい。



独立行政法人 農林漁業信用基金 による債務保証

- (1) 保証を受けるには：保証額に見合った出資が必要です。
- (2) 保証の対象資金：すべての推進資金。なお、数人共同の事業体に係る推進資金について、その構成員の借入金が個々に保証の対象になります。

(3) 保証の範囲：元本ベースで最大4億円まで100%保証^(注1)

(4) 借入（保証）期間の最高限度

- ① 運転資金 短期資金：1年、長期資金：5年
- ② 設備資金 10年

(5) 保証料率^(注2)：① 保証額に対し年率0.10%～0.90%（経営高度化促進資金、間伐等促進資金^(注3)）
② 保証額に対し年率0.15%～1.35%（素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、木材加工流通システム整備資金、林業経営高度化推進資金、間伐等促進資金^(注4)）

(6) 担保：保証額が多額の場合又は財務内容等によっては、物的担保をお願いすることがあります。

(注1) 林業経営高度化推進資金については、元本ベースで5千万円まで100%保証となります。

(注2) 借入者の財務内容等により、適用される保証料率が異なります。

(注3) 地域材の年間取扱量、間伐材等の取扱量・集約割合等の基準を満たした計画の認定を受けたものが対象となります。

(注4) ①の保証料率の適用を受けるもの以外のものが対象となります。

推進資金の内容について

資金種類		資金内容	貸付対象者	貸付条件			
				貸付限度額(注8)	利率(注9) (年%)	償還期限	
【素材生産、素材・木材製品の引取を行うための運転資金】							
事業経営改善計画に基づく資金	素材生産合理化資金 (運転資金)	素材生産資金	立木購入代金(前渡金、予約金等を含む)、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集材材のための機械・施設の使用料及び作業労賃	●森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会 ●森林所有者 ●数人共同の事業体(注1) ●林野庁長官の定める事業体(注2)	1億円 特認2億円 素材の年平均生産量 10,000m ³ 以上	短期資金 年1.60%	1年以内 5年以内 償還期間 1年以内
		素材引取資金	素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)及び素材の引取に必要な輸送費	●森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会 ●市場開設者 ●数人共同の事業体 ●林野庁長官の定める事業体	1億円 特認2億円 素材の年平均引取量 15,000m ³ 以上	長期資金 年2.35%	
		H21拡充 素材転換促進資金	外材から国産材へ転換するための国産素材の購入代金(前渡金、予約金を含む)及び国産素材の引取に必要な輸送費	●森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会 ●木材製造業を営む者 ●林野庁長官の定める事業体 (2倍償還資金)	特認4億円 素材の年平均引取量 30,000m ³ 以上	短期資金 年1.30%	
		製品流通合理化資金 (運転資金)	製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)及び製材等の引取に必要な輸送費	●森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会 ●市場開設者 ●数人共同の事業体 ●林野庁長官の定める事業体	1億円 特認2億円 木材製品の年平均引取量 20,000m ³ 以上 特認4億円 木材製品の年平均引取量 40,000m ³ 以上	長期資金 年1.85%	
【間伐材の生産・引取・加工を促進するための運転資金】							
事業経営改善計画に基づく資金	間伐等促進資金 (運転資金)	①間伐等に係る素材生産を行うのに必要な資金(素材生産資金に準ずる) ②間伐材等に係る素材の引取を行うのに必要な資金(素材引取資金に準ずる) ③間伐材等に係る製品の引取を行うのに必要な資金(間伐材等に係る加工 丸太及び製材の購入代金(製品流通合理化資金に準ずる)) ④間伐材等の素材、製品の加工を行うのに必要な資金 (作業労賃、電力費、燃料費等)	●森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会 ●森林所有者 ●市場開設者 ●数人共同の事業体 ●専門的に間伐等を行う小規模事業体(注3) ●林野庁長官の定める事業体 また、④については、①-③のいずれかの資金を借り受ける者に限る (4倍償還資金)	1億円	短期資金 年1.60%	1年以内 5年以内 償還期間 1年以内	
			上記の要件に加え、中規模で間伐材の生産等を行う者(注4) (3倍償還資金)	特認2億円 間伐材の年平均取引量 25,000m ³ 以上	短期資金 年1.50%		
			上記の要件に加え、大規模で間伐材の生産等を行う者(注5) (2倍償還資金)	長期資金 年2.20%			
事業経営改善計画に基づく資金	木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	木材の高度利用 加工資金 (税制優遇あり)(注6)	木材の利用加工の高度化を図るために必要な製材・加工用の施設で林野庁長官が指定するもの(注7)の改良、造成又は取得に必要な資金	素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金、経営高度化促進資金を借り受けることができる者 上記の者が、一連の製造工程に必要な施設を一括して設置する場合	8千万円	年2.65%	10年以内 償還期間 2年以内
		木材市場整備 近代化資金	木材市場の整備近代化を図るために必要な施設(売場施設、管理棟、機械保管倉庫等)の改良、造成又は取得に必要な資金並びに用地購入費、造成費等	素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金、経営高度化促進資金を借り受けることができる者 上記の者が、新設、拡大を伴う移転又は統合に係る施設の整備を行う場合	●施設の改良 5千万円 ●施設の整備 1.2億円～1.6億円 ●新設の場合 所要資金額の80% (移転・統合を除く)	年2.65%	
		主産地育成 整備資金	主産地として都道府県知事が指定した地域において、木材加工及び流通に係る施設(木材の製材・加工、販売及び展示等)の改良、造成又は取得に必要な資金	素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金、経営高度化促進資金を借り受けることができる者	●製材・加工用施設 8千万円以内 ●木材市場施設 木材市場整備近代化資金に同じ	年2.50%	

(注1) 「数人共同の事業体」とは、お持ちの4人以上の者をもって構成する同一の目的を有する組織体であり、名称、代表者等に關する定めを備えているものをいいます。
ただし、次のいずれかの者については、2人以上で数人共同の事業体として扱います。
●素材生産資金を借り受けようとする者のうち年間木材取扱量が45,000m³以上の者
●JAS認定工場を営む者又は、1年以内に認定が完了に予定される者
●間伐等促進資金を借り受けようとする者

(注2) 「林野庁長官の定める事業体」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
●木材の年間取扱量が10,000m³以上の事業者

●新製品の開発等により木材の需要の拡大が見込まれている事業者
●「製材の日本産材供給(構造用製材に係るものに限る)」の認定を受けた木材製造業者を営む者

(注3) 「専門的に間伐等を行う小規模事業者」とは、木材の年間取扱量が1,000m³以上かつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量の1割以上を占める者のうち、合理化計画の期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確認と見込まれる事業者をいいます。

(注4) 木材の年間取扱量が10,000m³以上かつ間伐材等の年間取扱量が10,000m³以上の者のうち、合理化計画期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確認と見込まれる事業者に適用されます。

(注5) 木材の年間取扱量が10,000m³以上かつ間伐材等の年間取扱量が10,000m³以上の者のうち、合理化計画期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確認と見込まれる事業者に適用されます。

併設し、その達成が確認と見込まれる事業者に適用されます。

(注6) 木材の年間取扱量が10,000m³以上かつ間伐材等の年間取扱量が10,000m³以上の者のうち、合理化計画期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確認と見込まれる事業者に適用されます。

(注7) 林野庁長官が指定するものは、クロスカットソー、キャンブリック、フィンガージョイント、ランバーエックルアー、グルースプレッダー、コールドプレス、ホットプレス、スライサー、造り上げかん、サンダー、巻取装置、エンドテナー、スピンドルシャベル、コーナー加工機、木工せん

盤、ルーター、木工せん盤、角のめ盤、自動送付車付/ハンドソー、テーブル式/ハンドソー、ローラー送り/ハンドソー、搬送装置、刃研削機、集塵装置、フォークリフト、チェーンソー、バーナー、原木処理機、その他都道府県知事が林野庁長官と協議して定める施設

(注8) 貸付限度額の付帯は、林野庁長官の定める利率に該当し、林野庁長官が特認金額を超過しない範囲内で承認した額をいいます。

(注9) 貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を基準として変更されます。

推進資金の内容について (つづき)

資金種類	資金内容	貸付対象者	貸付条件			
			貸付限度額	利率 (注14)(注5)	償還期限	
【川上と川下の協定等に基づき素材生産、素材・木材製品の引取、加工を行うための運転資金】						
経営高度化促進資金(運転資金) (注10) 構造改善計画に基づく資金	立木等引取資金	立木購入代金(前借金、予約金等を含む)、素材又は製材等の購入代金(前借金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)、輸送費	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、森林所有者、素材生産業者等、木材製造業、木材卸売業、市場開設者	【垂直連携(3倍協調資金)】川上と川下(異業種間)の契約、協定等に基づき事業を実施する場合:一定規模以上(注11) 【垂直・水平連携(2倍協調資金)】上記に加え、同業種間の連携を図って事業を実施する場合:連携の相手方を含む年間取扱量の合計が一定規模以上(注12)	1億円 特認2億円 立木引取に係る資金: 立木の年間引取計画量 10,000m ³ 以上 素材引取に係る資金: 素材の年間引取計画量 15,000m ³ 以上 製品引取にかかる資金: 木材製品の年間引取計画量 20,000m ³ 以上	【垂直連携】 (3倍協調資金) 短期資金 年1.50% 1年以内 長期資金 年2.20% 5年以内 償還期間 1年以内 【垂直・水平連携】 (2倍協調資金) 短期資金 年1.30% 1年以内 長期資金 年1.85% 5年以内 償還期間 1年以内
	資源循環推進資金	素材生産と造林の計画的な事業を行うのに必要な資金で、作業道の開設又は改良に必要な費用、素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料、作業労賃、素材生産に併せて行う造林に必要な費用等	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、森林所有者、素材生産業者等	【垂直連携(3倍協調資金)】川上と川下(異業種間)の契約、協定等に基づき事業を実施する場合:年間素材生産量がおおむね3,000m ³ 以上 【垂直・水平連携(2倍協調資金)】上記に加え、同業種間の連携を図って事業を実施する場合:連携の相手方を含む年間素材生産量の合計がおおむね5,000m ³ 以上	1億円 特認2億円 素材生産に係る資金: 素材の年平均生産量 10,000m ³ 以上	
	H21拡充 チップ等安定供給資金	①間伐材等チップの原材料となる間伐材に係る素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終工場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃 ②間伐材等チップの原材料となる間伐材等の素材の購入代金及び間伐材等の素材を引取るのに必要な輸送費	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、森林所有者、間伐材等チップの素材生産業者等、木材製造業	【垂直連携(3倍協調資金)】川上と川下(異業種間)の契約、協定等に基づき事業を実施する場合(連携先に/リレブ製造業、紙製造業を含む) 【垂直・水平連携(2倍協調資金)】上記に加え、同業種間の連携を図って事業を実施する場合	1億円 特認2億円 素材生産に係る資金: 素材の年平均生産量 10,000m ³ 以上 素材引取に係る資金: 素材の年間引取計画量 15,000m ³ 以上	
	木材加工資金	木材の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費等(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く)	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、木材製造業	【垂直連携(3倍協調資金)】川上と川下(異業種間)の契約、協定等に基づき、高次加工機械等(注13)を導入して事業を実施する場合:年間取扱量がおおむね3,000m ³ 以上 【垂直・水平連携(2倍協調資金)】 ①上記に加え、同業種間の連携を図って事業を実施する場合:連携の相手方を含む年間取扱量がおおむね5,000m ³ 以上 ②川上と川下(異業種間)の契約、協定等に基づき、合併により新たに設立された事業体が木材の加工を行う場合:年間取扱量がおおむね5,000m ³ 以上	5千万円	
	H21拡充 高度加工資金	木材JAS製品、乾燥材等の高層加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費等(素材、製材等の購入代金及び販売・管理費を除く)	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、木材製造業	【垂直連携(2倍協調資金)】川上と川下(異業種間)の契約、協定等に基づき、事業を実施する場合	短期資金 年1.30% 1年以内	
	木材需要拡大資金	木材の需要拡大に資する活動を行うのに必要な展示施設の借料、出展費、カタログ制作費、展示施設の維持に必要な人件費等	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、木材製造業	【垂直連携(3倍協調資金)】川上と川下(異業種間)の契約、協定等に基づき事業を実施する場合:年間取扱量がおおむね3,000m ³ 以上 【垂直・水平連携(2倍協調資金)】上記に加え、同業種間の連携を図って事業を実施する場合:連携の相手方を含む年間取扱量の合計がおおむね5,000m ³ 以上	1千万円 長期資金 年1.85% 5年以内 償還期間 1年以内	
原木確保協定 促進資金	原木を安定的に確保するため、立木又は素材の引取(購入代金、輸送費)及び木材の加工(作業労賃、電力費、燃料費等)を行うのに必要な資金	【垂直連携(3倍協調資金)】川上と川下(異業種間)の契約、協定等に基づき木材の製造に係る事業者、木材の卸売・木材市場に係る事業者(「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けなければならない)	3億円 林野庁長官が4億円を超えないで承認した場合は、その承認額			

【造林及び素材生産の請負わせを行うための運転資金】

林改善 経営 計画 に 資 する 金 林業経営高度化推進資金 (運転資金)	造林に必要な作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費、素材生産の請負わせを行うのに必要な資金等	森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、第3セクター、林業者等の組織する団体、森林所有者等の林業経営体及び林業事業者 なお、素材生産の請負わせを行う場合には、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者等(注14)、又は都道府県知事が認定した中核組合であることが必要	5千万円 特認1億5千万円 造林の年間営業面積 500ha以上	短期資金 年1.60% 1年以内 長期資金 年2.35% 5年以内 償還期間 1年以内
--	---	--	---------------------------------------	--

(注10) 経営高度化促進資金は、契約、協定等に基づき木材の供給量が現行の年間取扱量の1割以上を占めており(原木確保協定促進資金を除く)、計画期間内に年間取扱量がおおむね2割以上拡大することが必要です。
(注11) 次の基準に該当するものとします。
a 素材生産に係る事業者においては、森林組合、森林組合連合会又は素材生産を営む者もしくはその組織する団体であって、年間素材生産量がおおむね3,000m³以上のもの
b 木材の製造又は卸売に係る事業者においては、森林組合、森林組合連合会もしくは木材製造業又は木材卸売業を営む者もしくはその組織する団体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000m³以上のもの

c 素材市場に係る市場開設者又はその組織する団体においては、素材の年間取扱量がおおむね15,000m³以上のもの
d 製品市場に係る市場開設者又はその組織する団体においては、木材製品の年間取扱量がおおむね25,000m³以上のもの
(注12) 次の基準に該当するものとします。
a 素材生産に係る事業者においては、森林組合、森林組合連合会又は素材生産を営む者もしくはその組織する団体であって、年間素材生産量がおおむね5,000m³以上のもの
b 木材の製造又は卸売に係る事業者においては、森林組合、森林組合連合会もしくは素材製造業又は木材卸売業を営む者もしくはその組織する団体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000m³以上のもの

e 素材市場に係る市場開設者又はその組織する団体においては、素材の年間取扱量がおおむね17,000m³以上のもの
f 製品市場に係る市場開設者又はその組織する団体においては、木材製品の年間取扱量がおおむね27,000m³以上のもの
(注13) 集材・製材施設、高木材製材・再生処理施設、人工乾燥施設、製材用電力化設備、集材処理施設、高木材製材施設、ブランク加工施設、木製製品材料製造用動力設備、高木材製材用動力設備、高木材製材用動力設備の原料供給を図るための機械設備

(注14) 1 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者は原則として
a 森林・木材生産型林業事業者 年間取扱量:素材生産量5,000m³以上かつ造林・伐採面積300ha以上
b 素材生産型林業事業者 年間取扱量:素材生産量8,000m³以上
c 森林事業型林業事業者 年間取扱量:造林・伐採面積400ha以上
2 また、上記1の条件には従っていないが、「効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者」の要件を満たすために、経営規模の拡大に努める者についても、都道府県知事が認定することが可能です。